

補助金

日時 令和6年 3月 6日 [水] 18:30-20:30 (開場及び受付開始:18:00)

助成金

会場 大阪府立中之島図書館 別館2階 多目的スペース3 大阪市北区中之島1-2-10

申し込み

文化芸術活動の価値をより理解してもらうには

定員 **50名** **無料** (要申し込み・先着順)

主催: 大阪アーツカウンシル

<http://www.osaka-artsCouncil.jp/6thsymposium/>

※大阪アーツカウンシルは大阪府文化振興会議の部会として文化
施策の評価・審査、調査、企画を行っています。このシンポジウムは
大阪アーツカウンシルの公開調査事業です。



芸術に関わる人々の声を聞き、交流し、新たに
出会い、表現がひらかれることを目的として、
大阪芸術文化交流シンポジウムを開催します。
第6回目となる今回は文化芸術活動への補助
金・助成金制度のしくみに焦点を当てます。

国や自治体が交付する補助金や助成金は、非営利で文化芸術活動を行う人々にとって重要な活動資金となっています。しかし申請者がそれらを獲得するためには、それぞれの補助金や助成金の目的を正しく理解した上で、自身の活動がどのようにその目的を満たしうるのか、そしてどのような価値を持つのかについて説明しなければなりません。今回のシンポジウムでは、大阪府の補助金事業や大阪市の助成金事業の採択プロセスや事業検証の手法を例にしながら補助金・助成金制度のしくみについて紹介するとともに、文化芸術活動の評価における現状や課題などについて参加者のみなさまといっしょに考えてみたいと思います。

第1部

基調講演：補助金・助成金のしくみ－文化芸術活動の価値・効果とは？

18:30-19:00

登壇者 志村 聖子

前半では、補助金や助成金の制度について理解するための手がかりとして、文化芸術に対する公的支援の必要性などについて、自治体や文化芸術関係者、市民、地域などの視点から俯瞰します。後半では、文化芸術活動の価値と効果を整理し、地域や社会、また文化芸術活動の発展において自らの活動がどのように位置づけられるのかについて具体的に考えるきっかけとします。

第2部

しくみについて評価する：評価する側・される側の視点から

19:00-20:00

進行 宮崎 優也 登壇者 北村 智子、志村 聖子、塚原 悠也、内田 結花、中西 真子

登壇者たちはアーツカウンシルの委員やアーツマネージャーとして補助金・助成金の審査や視察を担当する一方、自らも文化芸術の実践者として活動し、「評価する側」と「評価される側」の両方を経験しています。それぞれの活動を通して見えてきた疑問や思いをもとに、様々なバックグラウンドや立場から公的支援の評価や報告のあり方について意見を交わし、文化芸術活動に対する評価の現状と課題への認識を深めます。

第3部

質疑応答

20:00-20:30



宮崎 優也

大阪アーツカウンシル
統括責任者/
指揮者・プロデューサー



北村 智子

大阪アーツカウンシル委員/
アートアドミニストレーター



志村 聖子

大阪アーツカウンシル委員/
相愛大学 音楽学部 准教授



塚原 悠也

大阪アーツカウンシル委員/
contact Gonzo パフォーマー・
KYOTO EXPERIMENT 京都国際
舞台芸術祭 共同ディレクター



内田 結花

大阪アーツカウンシル
アーツマネージャー/
ダンサー・振付家



中西 真子

大阪アーツカウンシル
アーツマネージャー/
アートプロデューサー

申し込み方法

大阪アーツカウンシルのHPからインターネット（電子申請）でお申し込みください。右記の2次元バーコードからも大阪アーツカウンシルのHPにつながります。



<http://www.osaka-artscouncil.jp/6thsymposium/>

申し込み期限 令和6年3月4日（月）まで（先着順に受け付けます）

申し込みに関するお問合せ先

府民お問合せセンター「大阪アーツカウンシル 大阪芸術文化交流シンポジウム」係

TEL: 06-6910-8001（平日9:00～18:00まで） FAX: 06-6910-8005

会場

大阪府立中之島図書館 別館2階 多目的スペース3

Osaka Metro（地下鉄）御堂筋線「淀屋橋」駅・京阪本線「淀屋橋」駅（1号出口）北東へ約300メートル

京阪中之島線「大江橋」駅（6番出口）東へ約300メートル

京阪中之島線「なにわ橋」駅（1番出口）西へ約300メートル

□本シンポジウムについてのお問合せ

大阪アーツカウンシル事務局（大阪府 府民文化部 文化・スポーツ室文化課）

TEL: 06-6210-9305（平日9:00～18:00まで）

注意事項

◎障がい等により配慮を希望される場合は、事前にお問合せ先までご相談ください。

